4 輸国第 5 5 9 1 号 関税割当公表第85号

令和5年度の繭及び生糸の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、繭(繰糸に適するものに限る。)及び生糸(よってないものに限るものとし、野蚕のものを除く。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、本関税割当ては、関税定率法等の一部を改正する法律の施行の日から適 用します。

令和5年3月10日

農林水産省

記

- 第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限
 - 1 割当対象物品 繭及び生糸(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)別 表第1第5001,00号及び第5002,00号に規定するもの)
 - 2 割当数量 別途公表
 - 3 通関期限 令和6年3月31日
- 第2 関税割当申請書受付の担当課(以下「受付担当課」という。) 農林水産省農産局 果樹・茶グループ
- 第3 関税割当証明書発給の担当課 農林水産省輸出・国際局国際経済課
- 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間
 - 1 提出期間(直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。) 次に掲げる期間とする。

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた 申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に 残存数量がある場合には、関税割当申請書を提出することができる。

- (1) 令和5年4月3日(月) から同年4月11日(火) まで
- (2) 令和5年10月2日(月)から同年10月4日(水)まで
- (3) 令和6年2月1日(木)から同年2月5日(月)まで
- 2 提出時間 直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時 から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

関税割当申請書を提出する日において、繭の加工施設を有する者若しくは 生糸を使用して絹製品を製造する施設を有する者又はこれらの者を構成員と する団体

第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3までのいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出 農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う(以下「電子申請」という。)。
- 2 書面による提出
 - (1) 直接持ち込む場合 第2の受付担当課へ持参する。
 - (2) 郵送等による場合

郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。 なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。

(宛先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局果樹・茶グループ 繭及び生糸担当者宛

3 電子メールによる提出

件名を「関税割当申請書類の提出(申請者名)」とし、本文に「連絡先」

及び「担当者氏名」を記載することとする。

(宛先)

kanwari_mayukiito@maff.go.jp

第7 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ただし、令和4年度における関税割当実績を有する者にあっては、本公表に基づく関税割当申請時点おいて、3及び4の書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。なお、当該書類の記載内容に変更のある場合であって、第1の割当対象物品又は用途が異なるため、同時に複数(2以上)の関税割当申請を行う場合における当該書類の添付は、第2の受付担当課が同一の場合に限って、いずれか一方への添付で差し支えない。

- 1 関税割当申請書(省令別記様式第1) ただし、電子申請による提出の場合は不要。
- 2 繭又は生糸の使用(製品の生産)実績及び計画数量等一覧表(別記様式 1)。(団体にあっては、別記様式1のほか、繭又は生糸の引渡先一覧表(別 記様式2)を添付)
- 3 申請者が法人又は団体にあっては、定款(目的を確認できる頁の抜粋で可。 定款のない団体にあっては規約および構成員名簿。)の写し並びに商号又は 団体名称、住所及び代表者氏名を確認できる文書の写し、個人事業者にあっ ては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、 個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。)

4 下記の書類又は資料

- (1) 繭の加工施設又は生糸を使用して絹製品を製造する施設の主要機械の機能別一覧表(別記様式3)(団体にあっては、会員が有する繭の加工施設又は生糸を使用して絹製品を製造する施設の主要機械の機能別一覧表(別記様式4))
- (2) 製造機械配置図
- 第8 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回

目以降の申請を行う場合に提出する書類(電子申請による提出の場合は不要)

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目 以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第7に定め る書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書 類(別記様式5)を提出するものとする。

ただし、第7に定める書類のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請の ときと変更のないものについては、その提出を必要としない。

第9 割当基準

申請者に対する生糸又は絹製品を製造するための繭又は生糸の割当数量は、申請数量の範囲内において、繭・生糸について前年度の使用実績数量及び 当年度の生産計画数量を勘案して割り当てるものとする。

第10 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産 省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止する ものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表の定めに違反したとき。
- 3 申請者が虚偽の申請又は報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類又は報告書に係るものその他の関税割当てに関するものに限る。)をしたとき。

第11 報告

1 繭又は生糸の割当てを受けた者は、当該期間における輸入繭又は輸入生 糸の使用(製品の生産)実績報告書(別記様式6)(団体においては、当該 期間における輸入繭又は輸入生糸の引渡実績報告書(別記様式7))を、令 和5年4月から9月分について同年10月10日までに、令和5年10月から令 和6年3月分について令和6年4月10日までに農産局長に報告するものと する。 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令又は本公表に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

第12 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその他の添付書類の提出 部数、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間 延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出 部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更、有効期間の 延長及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続につ いては、書面又はメールによる提出において、関税割当申請書等の記載要領 について(平成15年6月30日付け15総合第1316号。以下「記載要領」という。) によるものとする。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者 の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。 なお、有効期間の延長の申請を行う場合は、受付担当課への事前の相談を 必要とする。
- 4 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部若しくは一部がなくなったとき、割当数量を全て消化したとき又は関税割当証明書の有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。返納は原則として、郵便書留等の追跡可能な方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当残存数量の全部を返納する場合は「関税割当数量の返納について」(別記様式8)を、関税割当残存数量の一部を返納し、一部の再交付を希望する場合は、書面又は電子メールによる提出において、関税割当申請書及び再交付申請理由書(記載要領様式第1)を提出する。

その際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS) の申告添付登録 (MSX) を利用した者は、関税割当証明書システム

管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5 農林水産省は、申請者に対し、関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第13 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

- 1 農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名(名称)及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付 書類に含まれる個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第58号)及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容 の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。た だし、1に掲げる公表のための内容を除く。

<注> 別記様式は以下の農林水産省ウェブサイトに掲載。

(http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/t_kanwari/format/ind ex.html)